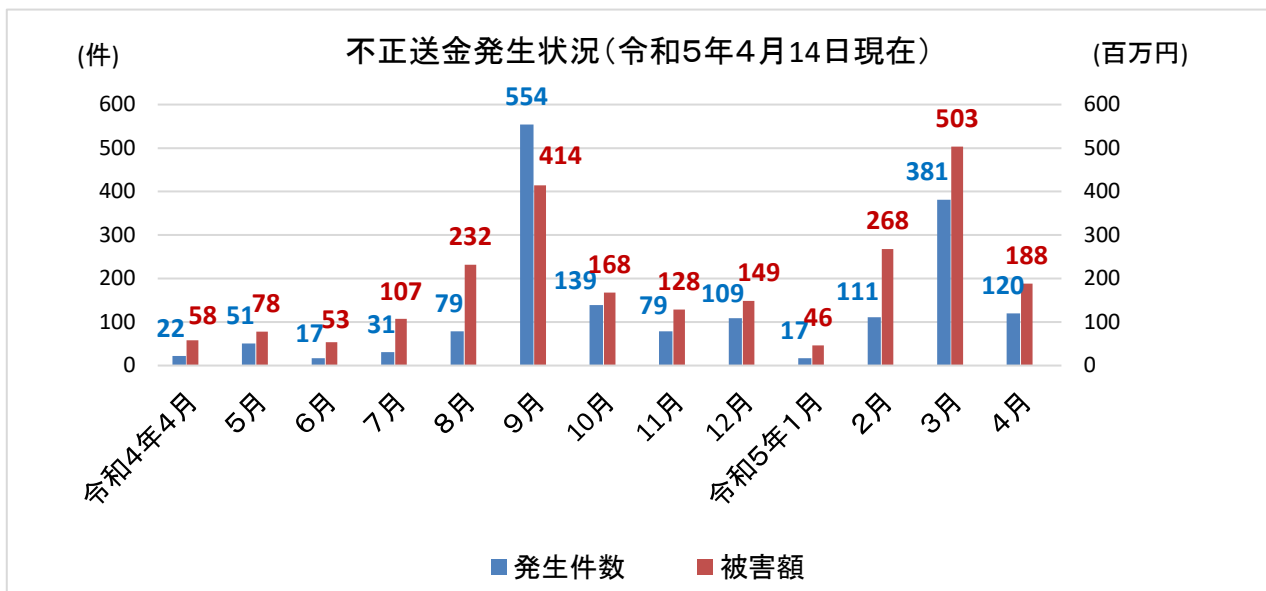


フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）

インターネットバンキングに係る不正送金被害については、令和4年8月下旬から9月にかけて急増して以来、一旦、被害が減少傾向となったものの、令和5年(2023年)2月における発生件数は111件、被害額は約2億6,800万円、3月における発生件数は381件、被害額は約5億300万円、また、4月1日から14日までににおける発生件数は120件、被害額は約1億8,800万円（令和5年4月14日現在）となっており、急増しています。

（令和4年中の数値は確定値、令和5年中の数値は暫定値。）



被害の多くはフィッシングによるものとみられます。具体的には、金融機関(銀行)を装ったフィッシングサイト(偽のログインサイト)へ誘導するメールが多数確認されています。このようなメールやSMSに記載されたリンクからアクセスしたサイトにID及びワンタイムパスワード・乱数表等のパスワードを入力しないよう御注意ください。

また、警察庁ウェブサイト「フィッシング対策」において、被害防止対策や被害発生時の対処方法を公開していますので、併せて御参照ください。

【掲載場所等(警察庁ウェブサイト)】

「フィッシング対策」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>

(警察庁ウェブサイト→各部局から→サイバー警察局→フィッシング対策)